

輸送の安全確保命令に係る改善措置の公表

令和8年3月2日付け九運海航第99号により「輸送の安全確保に関する命令」を受けました件について、弊社は本件を厳粛に受け止め、原因の分析及び再発防止策を策定し、改善措置を実施致しましたので公表致します。

1. 船舶検査未受検について

(船舶安全法第5条)

第1種中間検査を受検していない船舶を航行の用に供した事実がありました。

【改善措置】

- ・船舶検査証書等の各証書及び資格等の有効期限を一覧表に整理し、事務所及び船内の要所に掲示し一元管理致しました。
 - ・船長、運航管理者、安全統括管理者並びに代表取締役によるチェック体制を導入致しました。
-

2. 安全情報の未公表について

(海上運送法第19条の4)

(安全管理規程第56条)

安全統括管理者及び運航管理者に関する情報の公表が適切に行われていませんでした。

【改善措置】

- ・5名から成る安全管理チームを令和7年5月に設置致しました。
 - ・安全情報の内容については、安全管理チームにおいて年1回の定期的な点検・確認を制度化致しました。
 - ・安全情報の変更等が必要となった場合の承認手順を明確化致しました。
 - ・安全情報に係る必要事項は、弊社ホームページ上にて公表を既に完了しています。
-

3. 安全管理体制の不備について

(安全管理規程第4条・第17条・第18条・第21条)

経営トップ、安全統括管理者及び運航管理者の法令遵守体制が十分に機能していませんでした。

【改善措置】

- ・安全統括管理者、運航管理者がその責任と役割を確実に果たすことができるよう、選任資格の取得を推進し、複数の選任体制の整備により、安全管理体制の充実・強化を図ります。
 - ・九州運輸局のご指導を賜り、内部監査体制の強化に取り組めます。
 - ・船舶検査証書等の各証書及び資格等の有効期限を一覧表に整理し、法令に適合した運航計画、配船計画の策定を行う体制と致しました。
-

4. 飲酒等禁止規定の不徹底について

(安全管理規程第36条)

コロナ禍の感染防止対策としてアルコール検知器を用いた検査は緊急避難的に中断していましたが、コロナ禍終息後において、アルコール検知器を用いた検査体制の再開が徹底されていませんでした。

【改善措置】

- ・アルコール検知器による検査を直ちに再開致しました。
 - ・検査記録の保存および確認を徹底致します。
-

5. 訓練および安全教育について

(安全管理規程第50条・第52条・第53条)

事故処理訓練および安全教育の実施・記録が十分ではありませんでした。

【改善措置】

・事故処理訓練および安全教育を直ちに実施し、その記録を保存するとともに、今後も定期的・継続的に訓練・教育を実施し、これを記録する体制を構築致しました。

再発防止への取組

弊社の本件違反につきましては、旅客船事業者としてあってはならないものと重く受け止めております。

ご利用頂いておりますお客様や関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

上記の通り原因を究明したうえで再発防止を徹底する所存でございます。現在は、本件の根本的な原因である属人的な管理体制を改め、組織的かつ継続的に機能する安全管理体制へ転換しております。

輸送の安全確保を最優先とし、法令遵守の徹底および内部監査の強化を通じて、再発防止と安全運航の確保並びに意義深い船旅をご提供できますよう全力で取り組んでまいります。何卒、今後とも引き続き、変わらぬご理解とご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 やまさ海運株式会社 旅客船事業部
電話番号 095-822-5002 FAX 095-822-5243

令和8年3月4日

やまさ海運株式会社 代表取締役 伊達 昌宏

